

松川村不妊・不育治療助成事業のお知らせ

(松川村こうのとりのとり支援事業)

松川村

○ 対象となる方

申請日以前に1年以上村内に住居し、住民登録がある夫婦。

○ 対象となる治療費

申請月前1年間に行った不妊又は不育治療費。

○ 助成金の額等

1回あたりの助成額は、1年間に要した不妊又は不育治療医療費の自己負担額から、県の助成額・その他健康保険法等で給付を受ける額を差し引いた額より算出し、対象となる自己負担額に、1/2を乗じた額とし、10万円を上限とします。助成金の交付は、同一の夫婦に対し、1年度当たり1回、通算3回までです。

(注)「1年度」とは4月1日～翌年3月31日までの期間です。

○ 申請に必要な書類

- ・ 松川村こうのとりのとり支援事業助成金交付申請書
- ・ 不妊治療費の内自己負担額の内訳
- ・ 医療機関及び保険薬局証明書（県に提出した証明書の写しも可）
- ・ 領収書の写し

※ 助成を希望される方は、松川村保健センターまでご連絡ください。



長野県不妊・不育症支援事業のご案内

県では不妊・不育症支援事業を行っています。
詳細については長野県大町保健福祉事務所
(0261-23-6529)
へお問い合わせください。

松川村 福祉課 健康推進係
松川村保健センター
Tel 0261-62-3290
Fax 0261-62-1030

(R3年4月)